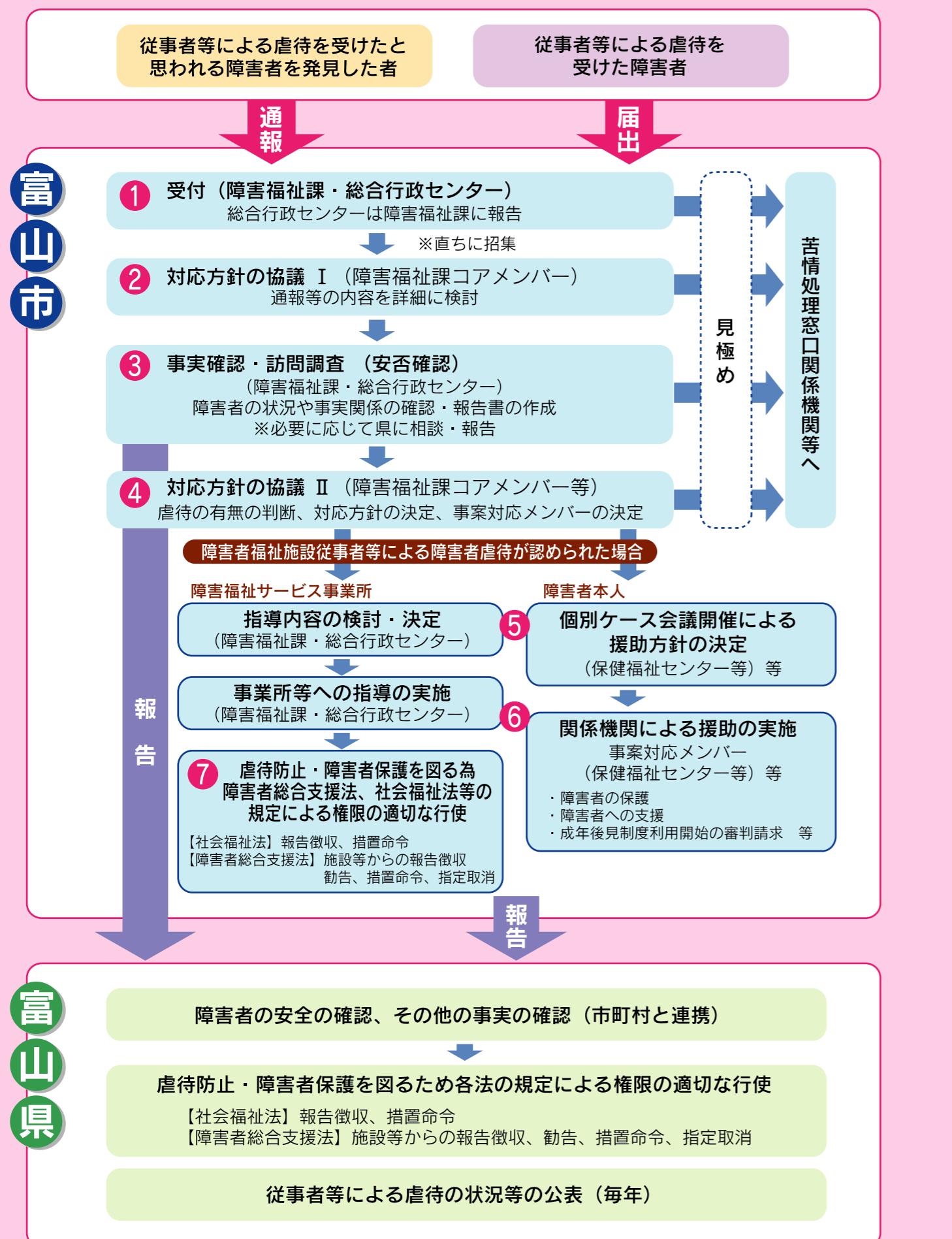


障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の対応の流れ



障害者虐待の防止と対応

～障害者福祉施設等の従事者の方へ～



障害者虐待防止法では

1 通報の義務

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるもの）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

第22条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 虐待防止の責務

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

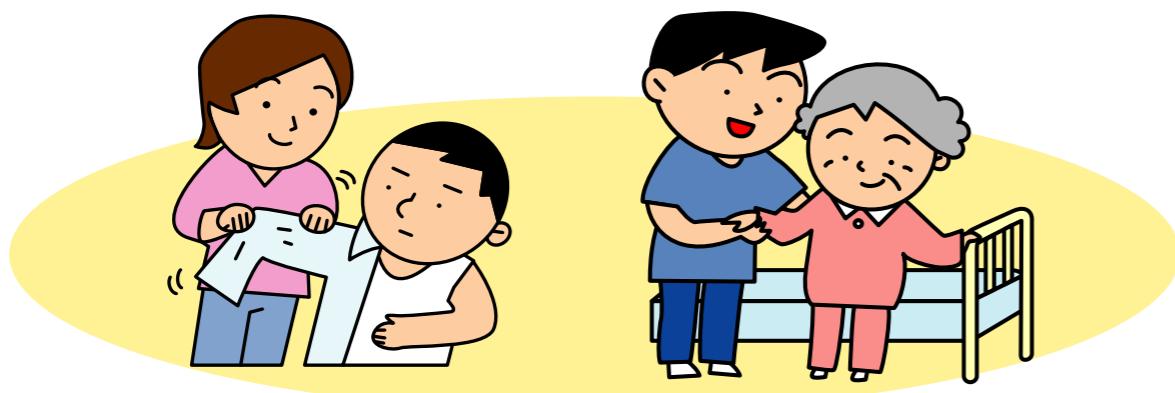
虐待を防ぐには…

1 虐待を防止するための体制を整備する

- ① 運営規程に、虐待防止のための措置に関する事項を定める
- ② 虐待防止責任者を設置する
- ③ 内部組織（虐待防止のための委員会等）を設置する
- ④ 苦情処理体制を整備する
- ⑤ 防止ツール（マニュアル、チェックリスト等）を整備する
掲示物（虐待防止の啓発、通報先等の明示）による周知を徹底する

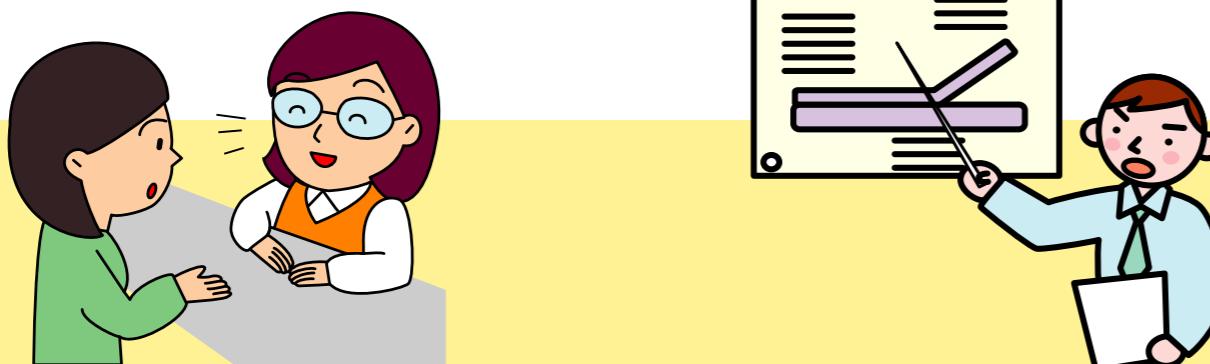
2 人権啓発、知識や技術向上のための研修を実施する

- ① 職員全体を対象にした人権意識を高めるための研修を実施する
- ② 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修を実施する
- ③ 個別支援計画を充実強化するための研修を実施する



3 虐待を防止するために日々取り組む

- ① 風通しの良い職場を作る
- ② ヒヤリハット事例集、チェックリスト等の自己評価を活用する
- ③ 第3者等による外部評価を活用する
- ④ ボランティアの受け入れや、地域との交流を行う



虐待が起きてしまったら…

1 職員から相談があった場合の対応

- 内容を確認の上、虐待が疑われる場合は、法第16条に基づき市に通報する
- 通報者に対しては、「通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。」ことを伝える

2 市・県による事実確認への協力

- 聞き取りのための適切な場所の提供や、調査に必要な資料等を提出する

3 虐待を受けた障害者や家族への対応

- 謝罪も含めた誠意ある対応を行い、利用者が再び安心して利用できる環境づくりに努める

4 原因の分析と再発の防止

- 内部調査や、外部による検証も踏まえて、事実の解明や改善に誠実に取り組む

5 虐待した職員や役職者への処分

- 責任の所在に応じた処分を行う

通報や相談は…



窓口	所在地	電話番号
富山市役所 障害福祉課	新桜町7番38号	443-2004
大沢野総合行政センター 地域福祉課	高内333番地	467-5811
大山総合行政センター 地域福祉課	上滝525番地	483-1214
八尾総合行政センター 地域福祉課	八尾町福島151番地	455-2461
婦中総合行政センター 地域福祉課	婦中町速星754番地	465-2114
山田総合行政センター 市民福祉課	山田湯780番地	457-2113
細入総合行政センター 市民福祉課	楳原1088番地	485-9001